

施設等利用費支給申請書兼請求書（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業）
【〇〇年〇〇月～ 〇〇年△△月分請求用】

記入例

年 月 日

久喜市長 あて

※裏面6の「利用年月」と一致します
※請求は2月分ごとになりますので、下記例のように2月分の記載になります
例1：令和7年4月～令和7年5月分請求用
例2：令和7年12月～令和8年1月分請求用

2. 実際に利用していることを市が対象施設に確認すること。

3. 利用料の支払

※施設等利用給付認定通知書中の保護者欄に記載
のある、保護者名としてください

4. 課税状況を市

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	クキ タロウ	認定 子ども ごとの 続柄	父	現住所	〒 346-8501 久喜市下早見 85-1 電話： 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏 名	久喜 太郎				

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	〇〇〇〇〇〇〇
生年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	フリガナ	クキ スミレ
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏 名	久喜 すみれ
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年 月 日	

3. 償還払 ※請求者(久喜太郎)と異なる振込先の場合は、委任状を提出してください。

振込先	銀行・信用金庫	久喜	支店	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
埼玉県内	農協・信用組合		出張所	口座名義(カタカナ)	クキ ハナコ						

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

①	フリガナ	〇〇〇ホイクエン	所在地	〒 346-0000
	施設名	〇〇〇保育園		久喜市〇〇〇-〇-〇
	契約している利用料※2			月額 〇〇〇〇〇 円 日額 円 時間額 円
②	フリガナ	△△△ホイクエン	所在地	〒 346-0000
	施設名	△△△保育園		久喜市△△△-△-△
	契約している利用料※2			月額 円 日額 円 時間額 △△△△ 円
③	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2			月額 円 日額 円 時間額 円

<裏面も記入してください。>

(裏)

④	フリガナ		所在地	〒 電話：	
	施設・事業名				
	契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額
⑤	フリガナ		所在地	〒 電話：	
	施設・事業名				
	契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額
⑥	フリガナ		所在地	〒 電話：	
	施設・事業名				
	契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

※請求する月を記入してください

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b) ※3	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d) ※5	請求額(cとdを比較して小さい方)
〇〇年〇月	〇〇〇〇〇 円	△△△△ 円	〇△△△△ 円	37,000 円	〇△△△△ 円
〇〇年□月	〇〇〇〇〇 円	△△△△ 円	〇△△△△ 円	37,000 円	〇△△△△ 円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※領収書の金額を記入してください

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。

※上限額は37,000円(新2号)

または42,000円(新3号)となります

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定月途中で認定期間が終了する又は開始されます。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
- ・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数